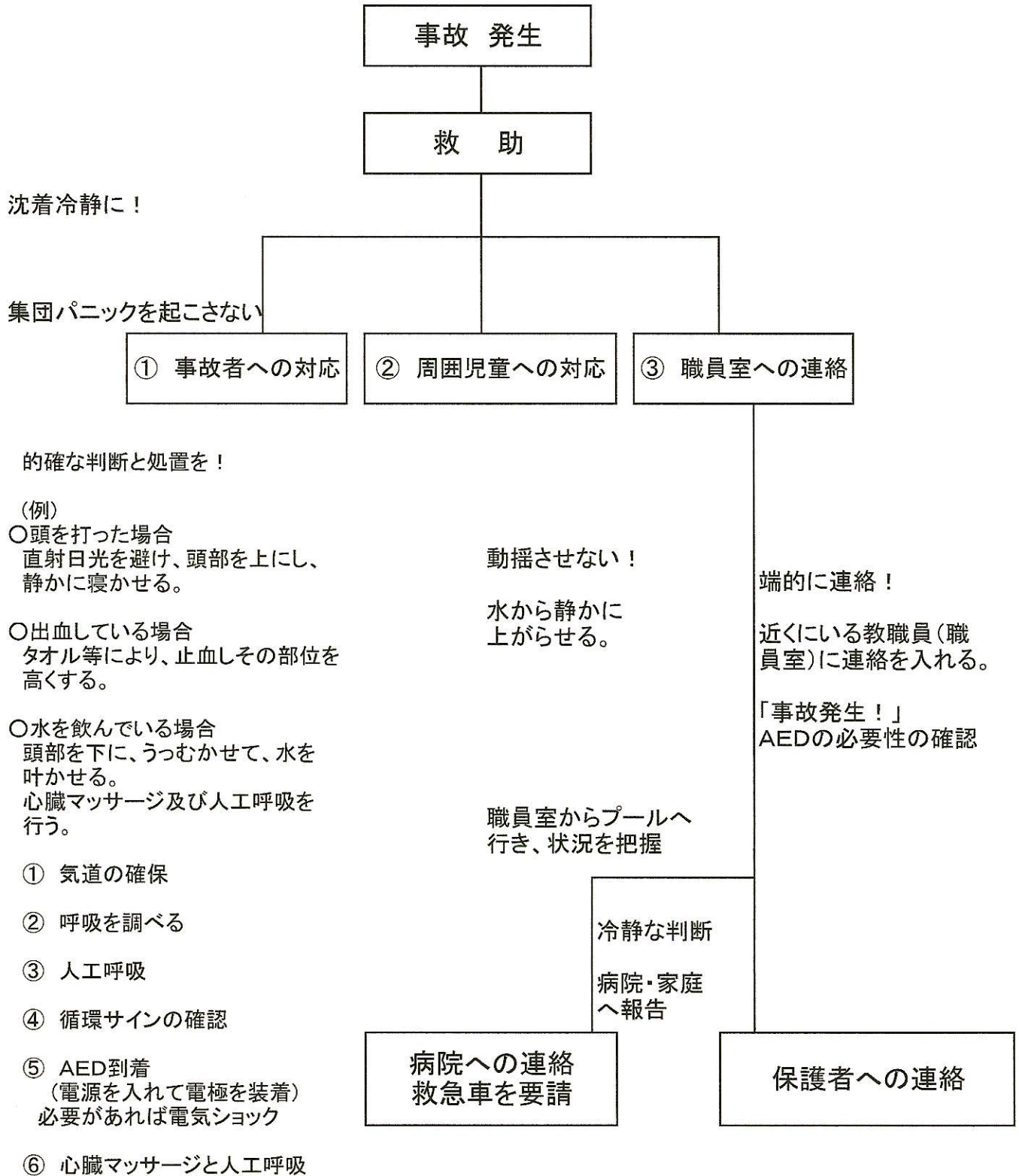


## 5. 水泳指導時における危機管理マニュアル

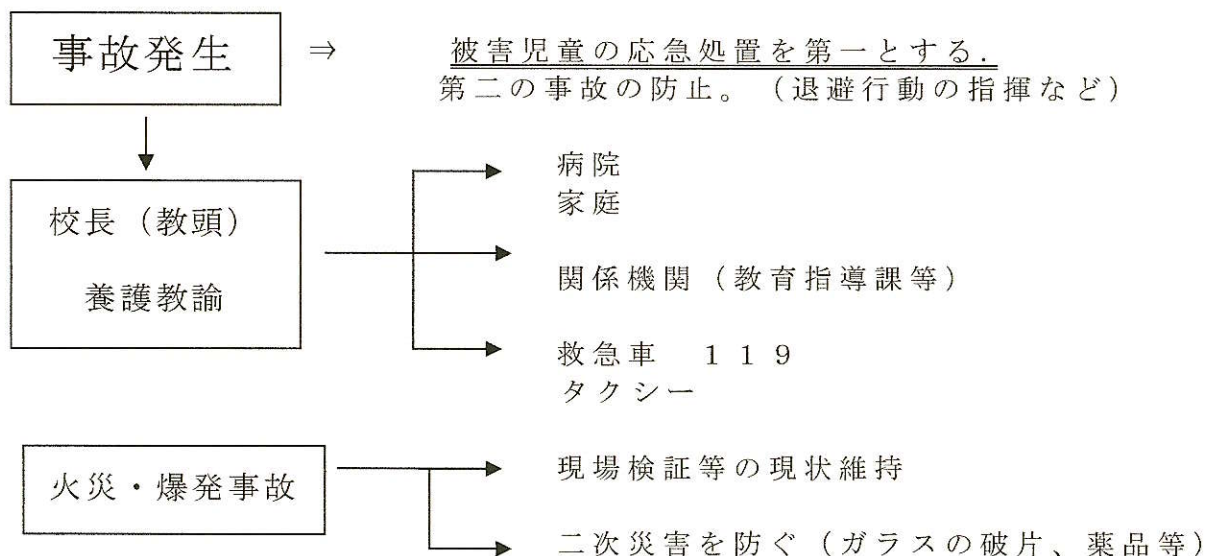


※電話番号は職員室に一覧有り

## 6. 学校理科薬品等における事故対応マニュアル

【事故が発生した場合の基本的な留意事項】

◎薬品などに身体的被害を受けた場合



◎使用時のトラブル防止のために

1、**誤飲した場合**・・・何をどれだけ飲んだかを把握し、医師に伝える。

吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。

A [塩酸・水酸化ナトリウム・アンモニア水・過酸化水素水]

救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。

B [メタノール]

救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。激しく嘔吐する場合がありますので、嘔吐物によって窒息しないように注意する。

2、**目に入った場合**・・・眼科に連絡 → 眼科医の診察を受ける。

○洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする。(20分以上)

○水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない。(角膜を痛めるため)

3、**皮膚についた場合**

A [塩酸などがズボンにこぼれた場合]

服の上から水を流す → 病院へ

B [水酸化ナトリウムがついた場合]・・・皮膚を溶かす性質がある

●皮膚についた場合・・・大量の水で流す → 病院へ連れていく

(粒状の物は火傷しないように気をつける

粒状の物 → 水に溶ける → 発熱反応 → 火傷)

●服についた場合・・・粘膜の部分に触れないように気をつける → 病院へ

4、**ガス中毒**

救急車を呼ぶ → 換気のいい場所へ連れていく

5、**火傷**

大量の水で冷やす。(20分以上)

火傷の状況に応じて、病院に連れて行く。

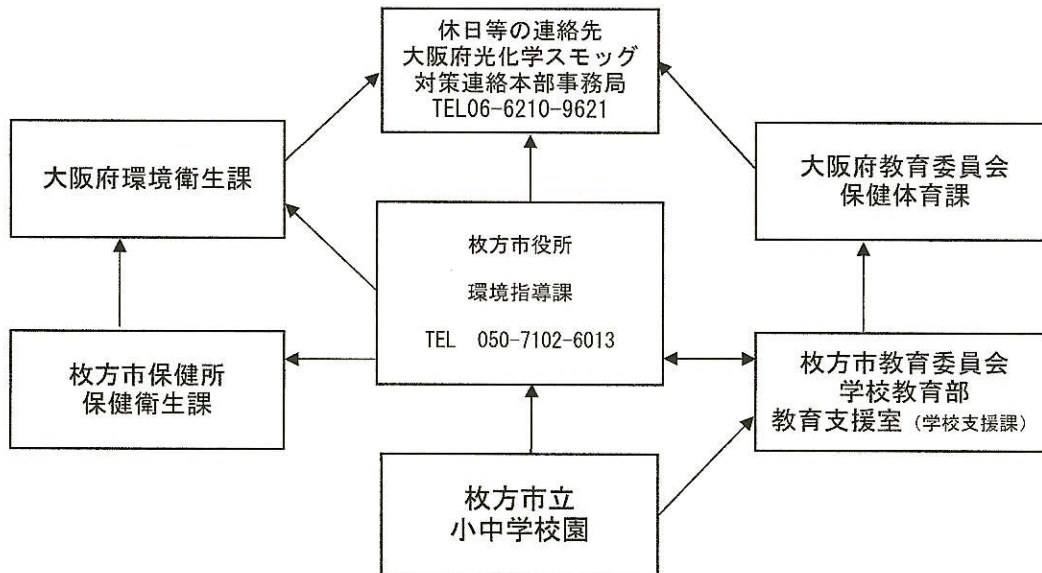
## 7. 光化学スモッグ発生時の対応マニュアル

予報等の発令時における周知事項

・被害が発生した場合、直ちにうがい、洗眼をし、屋内に入る等の措置を講じること。

区分	周知事項
予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>2 症状の有無を点検すること。</li> <li>3 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。</li> <li>4 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 症状の有無を点検すること。</li> <li>2 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。</li> <li>3 屋外での過激な運動を避けること。</li> <li>4 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>
警報及び 重大緊急警報の時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外の運動をやめて屋内に入れること。（うがい、洗眼をさせること。）</li> <li>2 症状を訴えた者があれば直ちに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>

学牧園での光化学スモッグ被害の連絡経路図



## 8. 食中毒の防止マニュアル

O-157については、下記の市教育委員会からの指示に沿い、衛生管理を徹底する。  
(保健指導)

### 1 学校施設等の衛生管理

- (1) 調理場、手洗い場、トイレ、プールなど学校施設等の衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 飲料水の水質検査は「学校環境衛生の基準」に基づいて日常点検を実施すること。

### 2 園児、児童、生徒等に対する保健指導について

- (1) 石けんと流水による手洗いの励行を指導、啓発すること。
- (2) 園児、児童、生徒に対する日常の健康観察をおこなうこと。特に腹痛、吐き気、下痢等の症状を示した場合は、速やかに医師の診断を受けるように勧奨すること。学校において発見され、早退させる場合は必ず保護者に連絡を取ること。
- (3) 保護者に対しても食中毒予防のための啓発をおこなうこと。

※本校では、飼育担当の児童は、飼育小屋の清掃等の後は、消毒薬による手洗いを徹底する。

※生水を飲まないため、必要に応じて水筒を持参する。

※児童にO-157等による食中毒があった時は、プライバシーの保護に十分配慮しながら、校医・学校薬剤師・教育委員会へ相談・報告等連携をとり、二次感染を未然に防ぐために万全の処理をする。

## 9. 学級閉鎖及び学校閉鎖時の下校マニュアル

### A インフルエンザ等による学級閉鎖時の下校マニュアル

学校・学年・学級閉鎖をするにあたっては欠席人数、罹患者数などの状況を把握した上で、学校医、教育委員会学務課と協議し決定する。

#### [視点]

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 児童の欠席理由罹患者状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
5. 学級閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

#### [対応マニュアル]

- ①メール配信等で全保護者への周知をする。
- ②担任又は職員は全保護者へ連絡し下校時刻と学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ③留守家庭児童会への保護者への連絡は必ず連絡し、下校の方法を確認する。→とれない場合は学校待機
- ④学級閉鎖時の下校は児童の帰宅時の安全を確認してからとする。
- ⑤下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。  
全児童家庭へ連絡する。  
留守家庭児童会在籍については下校の仕方について保護者に確認する。
- ⑥児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑦関係の保護者へ文書を作成し周知する。

#### [留意点]

- ※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。
- ※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

### B 学年・学校閉鎖時の下校マニュアル

#### [視点]

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 人数が多くなるのでPTA・留守家庭児童会に保護者への連絡を依頼する。
5. 児童の欠席理由罹患者状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
6. 閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

#### [対応マニュアル]

- ①メール配信等で当該学年全保護者への周知をすると共に、PTA副会長へ連絡する。
- ②留守家庭児童会在籍の保護者へは下校までに閉鎖の旨を必ず連絡し、下校の方法を確認する。  
→連絡が取れない場合は学校待機
- ③担任又は職員は児童下校後留守家庭児童会以外の保護者へ連絡し、学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ④下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。  
全児童家庭へ連絡する。  
留守家庭児童会在籍児童については下校の仕方について保護者に確認する。
- ⑤児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑥関係の保護者へ文書を作成し周知する。

#### [留意点]

- ※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。
- ※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

# 10. 安全教育について

## イ. 安全教育全体計画

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・小学校安全指導の手引き等

学校教育目標  
よく学び、よく遊び、  
思いやりの心を大切にする  
菅原小の子どもたち

- ・児童の実態  
素直できまりを守ることができるが、友人につられて行動しやすい。
- ・教師の願い  
子どもたちに安全について自覚し、進んで行動できる子に育てたいと願っている。
- ・保護者の願い  
子どもを犯罪や事故から守りたい、安心・安全な学校であってほしいと願っている。
- ・地域の実態・願い  
入り組んだ細い道が多く、工場の通勤路ともなっている。  
住民は、できることは協力し、子どもたちにより人になってほしいと願っている。

### 安全教育の目標

・学校生活を営むのに必要なことならについて理解させることとともに安全な行動ができるような態度や能力を身につける。

### 重点目標

・自ら判断し、進んで健康・安全な生活を送ることができる力を育てる。

### 安全教育の重点・努力点

- (1) 全職員で登下校指導に臨み、安全・防犯に対する児童の意識を高める。
- (2) 自分の身は自分で守るという安全教育を徹底する。
- (3) 保護者や地域との連携を十分深めることを通して、学校内外の安全確保に努め、事故を未然に防ぐ。

重点目標	低学年	中学年	高学年
進んできまりを守り、安全に行動できる態度や能力を育てる。	危険に気づき、安全な行動ができる態度や能力を育てる。	自他の安全について自ら考え、行動できる態度や能力を育てる。	
日常生活の安全を保つために必要な事柄を理解し、きまりを守り、安全に行動できる。	日常生活に潜むいろいろな危険について理解し、正しい判断の下に安全な行動ができる。	高学年として、リーダーシップをとり、自他の安全を考えて行動できる。	
交通のルールがわかり、安全な横断や歩行ができる。	交通安全について、どうしたらよいかを考え、安全に行動できる。	交通事故防止の知識理解を高め、進んで事故を防止しようとする事ができる。	

- 生活安全
- 安全点検
  - ・毎月1日に実施
  - ・危険箇所は担当者が修理、業者に依頼
  - ・特別教室の管理

- 交通安全
- 登校指導
  - ・全職員参加
  - 一斉下校
  - ・每学期
  - ・集団下校の実施(通学路の安全点検)

- 災害安全
- 避難訓練
  - ・年間4回実施
  - (5月) 火災
  - (6月) 不審者侵入
  - (8月) (引き取り訓練)
  - (9月) 風水害
  - (1月) 地震

- 学習指導
- 学級活動
  - ・生活安全・交通安全・災害安全
  - 体育
  - ・保健学習
  - ・運動中の安全
  - 道徳
  - ・生命尊重
  - ・規則の遵守
  - ・公德心
  - 生活科・理科
  - 図画工作
  - 家庭科
  - 総合的な学習

- 地域諸団体との連携
- 見守り隊
  - PTA役員
  - ・交通安全指導
  - ・登校下校指導
  - 警察
  - ・交通安全教室
  - 子ども110番の家
  - 地域安全パトロール

### 安全点検について

毎月、月初めに点検表に従い安全点検を行ない、安全指導部で集約して、管理職へ報告する。外部へ修理依頼の必要な時は管理職に相談する。

## ロ. 安全指導計画

(1) 目 標 児童の安全と校舎諸設備の保全をはかる。

(2) 災害時の組織

【総務、庶務（教頭および職員室にいるもの）】

- ① 校内の連絡 ・ ・ ・ ・ 職員および児童との連絡  
・ ・ ・ ・ 学級にマイクで連絡（火災発生と同時）
- ② 消防署、警察署、市教育委員会、その他の関係団体との連絡
- ③ 重要物件の持ち出し
- ④ 校内の施設・設備の保全

【避難指導（学級担任もしくはその時限の担当者）】

- ① 児童の避難誘導ならびに収容に関すること。
- ② 各学級で人員確認、人員の異常の有無をすみやかに把握し、学校長に連絡（児童名票携行）
  - ・ 救 護（女性職員）
  - ・ 消 火（男性職員）
  - ・ 怪我人などの救護にあたる。
  - ・ 児童避難誘導後、消火活動にあたる。

(3) 災害時の集合場所

- ・ 火災時→運動場南側
- ・ 台風時→地区別児童会の教室
- ・ 地震時→運動場南側

(4) 避難経路……………※別紙参照

(5) 訓練計画（年4回）

- ・ 5月……地震を想定
- ・ 6月……台風を想定
- ・ 9月……不審者侵入時の訓練
- ・ 1月……火災を想定

# 菅原小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止に関する基本的な認識

- 1) いじめは、人として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識した上で、「いじめのない温かい人間関係を基盤とした学校づくり」「いじめを許さない集団づくり」を通して、いじめ問題の未然防止を図ると共に、日々の生活の中で、子どもたちの様子をしっかりと見守り、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切です。
- (3) 全ての児童が安心して学校生活を送り、将来を見据えて、自分の夢や希望の実現に向けて様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関と連携し、いじめの問題に取り組むことが重要であります。

いじめは人権を踏みにじる差別事象として捉え、いじめを絶対に許さないという強い姿勢で早期発見・早期対応に努め、正確な情報と分析そして迅速な具体策の提案を行っていきます。

- (1) 相談に対しては真摯に対応します。相談に対する事象には多角的、客観的に捉えます。相談者の疑問に丁寧に対応し、不安解消に努め、信頼関係構築に全力で努めます。
- (2) 児童の学校生活の変化を見逃さないことです。おかしいと思うことに対しては対応を始めます。
- (3) 報告・連絡・相談の下で、職員一人に任すことなく、組織的対応をします。この基本姿勢の上に、発達段階に応じて児童の指導を系統的、計画的に実施し、いじめを許さない学校教育を推進します。

学校における相談体制としては担任が一番の良き理解者ですが、担任、相談者を支援しやすい環境を整えるため、心の教室相談員や教務主任、養護教諭が相談内容を理解し、迅速に対応していきます。必要に応じて教育委員会、関係機関と連携し、相談者への支援を手厚く行っていきます。また校内生徒指導全体会、枚方市小・中学校生徒指導連絡会での交流、各種研修参加を通じ教職員がいじめを見逃さない、いじめに敏感に対応する姿勢を堅持します。



以上の基本姿勢をいじめ防止基本方針の基盤とし、生徒指導、人権教育、校内研究との連携、関連を密接に行い、いじめを許さない教育を推進します。日々の教育活動を通じ本校からいじめを根絶することを目指し、菅原小学校いじめ防止基本方針を定めます。

## 2. いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

（いじめ防止対策推進法第2条）

上記法令の趣旨を理解し、本校では当該児童、第三者からの相談に対して相談者の立場に立って話を進めます。常に相談者は被害を受けているという意識と児童を守るという視点に立ち、多角的側面から実態の把握と理解に努めます。

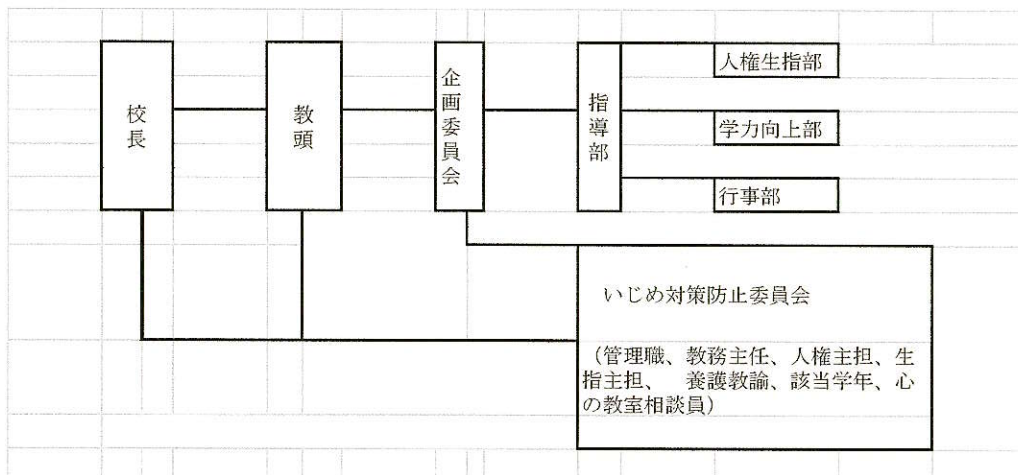
本校で実施しているきもちをきかせてアンケートの「いじめを受けているか」という質問内容では、

①悪口・かげ口（ネット上も含む） ②無視・仲間はずれ ③おどされる（いやなことを無理やりやらされる） ④暴力 ⑤意地悪（くつかくし・物かくしをふくむ） ⑥お金や物を取られる ⑦みんなでする仕事を一人でやらされる ⑧いたずら ⑨その他

と以上ようになっており、本校のいじめの定義を児童に具体的に示しています。

## 3. いじめの防止等の対策のための組織

### （1）本校の組織概略図



本校は指導部会を3部会で構成しています。指導部会で立案構成し、具体化、実行していきます。いじめ防止担当は人権生指部にあります。人権生指部は各学年、担任外から構成されており、児童の実態、様子を適宜把握していきます。

#### (2) いじめ防止委員会の構成

- ①第一段階である、最初の窓口は担任が担う場合が多いと考えます。第一段階の相談を通じ、いじめに関する事象があった場合、報告・連絡・相談の体制の下、管理職、各学年が課題を共有していきます。
- ②第二段階である「いじめ防止対策委員会」は管理職、教務主任、人権生指部担当者、該当学年、養護教諭、心の教室相談員で構成します。情報の正確な整理・分析、実態把握に努めます。

### 4. いじめの防止等に関する取組について

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるという認識の下、本校はいじめの未然防止に向けて以下の取組を行っていきます。

- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけるようにします。
- ・児童が規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加するよう育成します。
- ・児童が活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・児童が自らいじめに対して自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、支援します。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

#### (2) 早期発見

教職員がいじめを発見する場合よりも、当該児童、第三者からの指摘でいじめが分かる場合が多いです。いじめは本校児童間で発生する場合はほとんどであり、例えいじめが学外で行われていたとしても、児童の学校生活に暗い影を落とします。大変、発見しにくいと言えども、児童の変化を見落とすことはできません。特に昨今、携帯電話やスマートフォン、SNS等の普及により、教職員の目も手も届かないところでいじめが発生しています。

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、当該児童に対して早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

本校ではいじめを早期発見していくために以下の取組を行います。

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努めます。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、研ぎ澄ました姿勢で臨みます。
- ・職員間の共通理解を深めます。
- ・研修を通じ、日々の児童指導に対していじめに対する教職員の意識を高めます。
- ・児童、保護者、地域に対して、スマホやSNS等によるいじめや被害について啓発を実施していきます。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用します。
- ・学校組織として情報を共有し、具体的な取組を実施します。
- ・相談窓口を学校便り、保健便り等で保護者にお知らせします。
- ・アンケート調査等を学期に1回(年間3回)実施し、必要に応じて聞き取りを行います。いじめをいち早く発見できるように、そしていじめを黙認することのないよう、「いじめを受けているか」という内容の項目だけでなく、「いじめを受けている人を知っているか」という内容の項目を追加しています。

### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた教職員は、内容の大小で判断せず、相談内容を迅速に把握し、速やかにいじめの概要を管理職、生活指導部へ報告します。いじめを知る、知らされる職員は担任である場合が多いですが、抱え込まず、学校として組織的に行動していきます。第一段階の初期対応では担任と学年が事実確認を行い、管理職、人権生指部へ報告しますが、「いじめの防止等の対策のための組織」で示したとおり、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に対して協議し、対応の検討と役割分担を行い、以下の取組を進めます。

- ・いじめ防止対策委員会で事案を協議し、取組を検討します。
- ・対象となる児童の安全を確保し、見守りを行います。
- ・複数の教員で対象となる児童から聞き取りを行います。
- ・見守り、聞き取りを行いつつ、取組内容を再検討していきます。
- ・事案に適した教材を選択し、児童指導を行っていきます。
- ・必要に応じてアンケート調査を実施します。

- ・いじめの背景、温床となる原因を発見し、いじめの解消を目指します。
- ・P D C Aで取組を検証します。
- ・関係保護者へ情報提供を行います。
- ・事案の内容によっては速やかに関係機関・専門機関、地域諸団体等と連携を図ります。
- ・児童の状態に合わせた継続的な心のケアを行います。
- ・いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。  
また、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行います。

以上の点について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組めます。

#### (4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

##### ○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

##### ○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態に関わる調査

- ・調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としています。

本校では欠席で連絡がない場合は午前中に家庭へ連絡します。また、欠席内容がはっきりしない場合は日数に限らず、「おかしい」と考え、児童の状況を再考し、危機管理意識を持って対応していきます。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合には、相談内容で判断せず、相手側の立場に立ち、重大事態として丁寧に対応していきます。

## (2) 重大事態の報告

本校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。同時に関係機関、地域諸団体と連携していきます。

## (3) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

ア) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ①いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施します。
- ②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保することを最優先とした調査実施します。
- ③調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。
- ④いじめを受けた児童に対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。

- ⑤調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にします。
- ⑥事案の重大性をふまえて、教育委員会のより指導・支援の下、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたります。

イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ①いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該の児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ②調査方法として、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ①学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ②情報の提供にあたっては、学校は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に報告します。

## 11. 「J アラート」の対応について

### I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

#### 1. 児童の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

#### 2 児童の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

### II. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

#### 1. 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

< 近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合: 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合: 換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

#### 2. 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約 30km)または大阪府域外に落下した場合 ⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km)または大阪府域内に落下した場合 ⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

### Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

#### 1. Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

登校前	自宅待機
登下校時	学校に登校した、又は下校していない児童を校舎内へ避難誘導し、安全確保に努める
在校時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、児童の安全確保に努める
校外活動時	引率教員は、児童を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

#### 2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校時	教育活動を再開			① 原則として児童を学校で保護 ② 引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動を再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、教育支援室まで連絡する			○学校に登校した、または下校していない児童については、在校時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			① 児童を安全な場所で保護 ② 引率教師は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する



# 令和6年度 非常変災時における措置 年間保存

## 台風の接近等による小学校の臨時休業について

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合、児童の安全確保のため、下記の措置をとりますので、ご理解ご協力お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 枚方市に特別警報が発表された場合

##### ○午前7時発表中

- ・臨時休業となります。

##### ○登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校に待機となります。

#### 2. 枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

##### ○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

##### ○午前7時に発表中

- ・登校せずに、自宅で待機してください。

##### ○午前7時～9時に解除

- ・2時限目から授業を開始します。(給食があります)

すべての登校班で、いつもの集合場所に9時10分に集合し、登校班で登校してください。

##### ○午前9時に発表中

- ・登校せずに、自宅で待機してください。

##### ○午前9時～10時に解除

- ・3時限目から授業を開始します。4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)

すべての登校班で、いつもの集合場所に10時10分に集合し、登校班で登校してください。

##### ○午前10時に発表中

- ・臨時休業となります。

##### ○登校後に発表された場合

- ・原則、学校に待機します。

・状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警報情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

#### 3. 上記以外の対応になる場合

- ・ミルメール等でお知らせします。

#### その他

※各ご家庭から学校への個々のお問い合わせはご遠慮願います。

※各ご家庭では、日頃より緊急の場合の対応、避難場所の確認などについて話し合っておいて下さい

※今後、非常変災時におけるお子様の引き取り、引き渡し事案が発生した場合には、「非常変災時引き取り者登録カード」を活用させていただき、速やかな引き取り、引き渡しを行っていきます。

## 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。                      ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p>↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <b>以降、臨時休業</b></p> <p>↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p>↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p>↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し                      【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p>↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※児童は小学生、生徒は中学生を意味します。

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

# 留守家庭児童会室の警報に関する対応について

【令和5年4月1日現在】

## ① 常日（小学校授業実施日）の対応

		(警報A) 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報		(警報B) 特別警報	
		留守家庭児童会室	小学校	留守家庭児童会室	小学校
午前 7:00	発表中	◆自宅待機	◇自宅待機	●臨時休室	○臨時休校
午前 9:00	発表中	◆自宅待機	◇自宅待機		
	解除	◆午後1:15 に開室	◇授業実施（指定された時間に登校） ※給食あり 平常下校		
午前10:00	発表中	◆自宅待機	◇臨時休校		
	解除	◆午後0時15頃に開室（開室時間については、小学校に下校時間を確認し、児童が登室する15分前に開室して下さい） ※「弁当を持参して登室」	◇授業実施（指定された時間に登校） ※給食なし		
午前11:00	発表中	◆臨時休室	◇臨時休校		
	解除	◆午後1:15 に開室 ※「自宅で食事を済ませて登室」 又は「弁当を持参して登室」	◇臨時休校		
小学校登校後・児童会室開室後に警報発表があった場合		◆（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡し、お迎え要請をしたうえで、お迎えの対応や帰宅方法を確認します。対応については学校と連携して下さい。	◇地区ごとに集団下校	●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡のうえお迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では児童会室または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎え要請します。	○原則として学校待機 ※状況によって教育委員会と連携します。

## ② 夏休み等（8時00分開室日）の対応

		(警報A) 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報		(警報B) 特別警報	
		留守家庭児童会室		留守家庭児童会室	
午前 7:00	発表中	◆自宅待機		●臨時休室	
午前 9:00	発表中	◆自宅待機			
	解除	午前11:00 から児童会室を開室します。			
午前11:00	発表中	◆臨時休室		●臨時休室	
	解除	午後1:15 から児童会室を開室します。			
午前 7:00を過ぎて警報発表があった場合		◆（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡し、お迎え要請をしたうえで、お迎えの対応や帰宅方法を確認します。		●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡のうえお迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では児童会室または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎え要請します。	

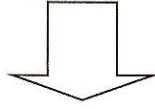
- ※ 「特別警報」解除後に引き続き「警報A」が発表されている場合、以後この「警報A」が解除されても児童会室は開室しません。
- ※ 通常日の午前9時を超えて「警報A」が解除になった場合は、学校給食が中止になりますので弁当を持参させてください。
- ※ 保護者の方と連絡がつかない場合も想定されますので、気象情報にご留意のうえ、開室後（夏休み等は午前7時以降）に警報発表があった際は、児童会室への連絡をお願いします。
- ※ 交通機関・その他諸状況により、上記と異なる対応をさせていただく場合があります。

### 枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

- ◆ 「暴風警報」「暴風雨警報」「洪水警報」のいずれかと同時に発令されている場合は上記対応となります。  
土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示のみが発表・発令された場合で、気象情報及び避難情報により、上記対応と異なる場合は、改めて、お知らせします。

校内の支援体制

担任や保護者の気づき



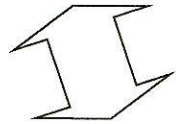
学年会・各部会等

こんな配慮をしてみよう

- ・集団の中で
- ・学習指導の場で
- ・教室環境の工夫

保護者の意見  
関係諸機関の  
助言等

支援コーディネーター  
“気づき”を支援につなげる  
キーパーソン



課題

校内支援・問題行動・不登校対策プロジェクト  
での検討

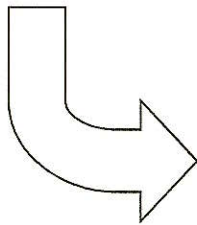
個別の指導計画の作成  
(個別の教育支援計画)

構成メンバー

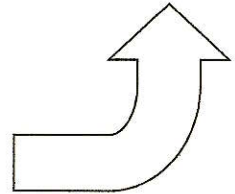
校長・教頭・支援学級担任  
養護教諭・支援コーディネーター

その他必要に応じ、担任・該当学年

個別の指導計画の点検  
(個別の教育支援計画)



支援の実践



役割分担

ケース会議